

# 20 被疑者の写真撮影と肖像権

最高裁昭和44年12月24日大法廷判決

(昭和40年(ホ)第1187号：公務執行妨害、傷害被告事件)

(刑集23巻12号1625頁, 判時577号18頁, 判夕242号119頁)

## 〈事実の概要〉

被告人は当時立命館大学法学部学生で、昭和37年6月21日京都府学連主催の大学管理制度改革反対等を標榜するデモ行進に参加し、先頭集団である同大学学生集団先頭列外に立って行進していた。デモ隊は立命館大学正門前から東山区円山公園へ向かう途中、河原町御池通交差点で、許可条件を詳しく知らなかった被告人の誘導で交差点中央付近まで行進し左折しようとしたため、デモ隊が河原町通を南下するものと考えた機動隊ともみ合い、隊列をくずしたまま左折し、さらに木屋町通に右折し進んだ。その際デモ隊は先頭より4列ないし5列目ぐらまでは7名ないし8名ぐらゐの縦隊で道路のほぼ中央部を行進していた。この状況は京都府公安委員会が付した「行進隊列は4列縦隊とする」という許可条件および警察署長が道路交通法77条に基づいて付した「車道の東側端を行進する」という条件に外形的に違反するものであった。そこで許可条件違反等の違法状況の視察、探証の職務に従事していた京都府警のA巡査は、この状況を現認して、許可条件違反の事実ありと判断し、歩道から被告人の属する先頭集団の行進状況を撮影した。被告人は「どこのカメラマンか」と抗議し、同巡査が殊更にこれを無視するような態度に出たところから憤慨し、デモ隊員の持つ旗竿をとって同巡査の下顎部を一突きして、全治1週間の傷害を与えたため、傷害および公務執行妨害罪で起訴された。被告人側はA巡査の写真撮影は適法な公務執行にならないと争ったが、第1審(京都地判昭和39・7・4刑集23巻12号1655頁参照)はその主張をとりぞけ被告人を有罪とした。第2審(大阪高判昭和40・4・27前掲刑集1660頁参照)においても、令状なしでかつ被告人の同意なしで行われた本件写真撮影は肖像権の侵害であり適法な職務執行にならない等の主張がなされた。しかし、原判決はA巡査の写真撮影行為は違法なデモ行進の状態および違反者を確認するために、違反者またはデモ行進者に物理的力を加えたという特別な受忍義務を負わすことなく行われたもので刑法上の強制処分とはいえないから令状は要しないとした。また肖像権が認められるとしても、現に犯罪が行われている場合には現行犯処分準じて、被疑者の意思に反しても捜査のための写真撮影は許されるべきであり、A巡査は現に行われている違法なデモ行進の状態および違反者を撮影したものであるから、適法な職務行為であるとされた。被告人側は、京都市公安条例は憲法21条に違反しないとして論旨を申し立てたが、犯罪捜査のための写真撮影と肖像権の関係は次のごとく判示した。

## 〈判旨〉

最高裁は全員一致で京都市公安条例が憲法21条に違反しないとして論旨を申し立てたが、犯罪捜査のための写真撮影と肖像権の関係は次のごとく判示した。

「憲法13条は、『……』と規定しているのであり、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しては保護されるべきことを規定しているものといえることができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態(以下「容ぼう等」という。)を撮影されない自由を有するものといえるべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。しかしながら、個人の有する自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受けることは同条の規定に照らして明らかである。そして、犯罪を捜査することは、公共の福祉のため警察官に与えられた国家作用の一つであり、警察官にはこれを遂行すべき責務があるのであるから(警察法2条1項参照)、警察官が犯罪捜査の必要上写真等を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれても、これが許容される場合がありうるものといわなければならない。」

「そこで、その許容される限度について考察すると、身体の拘束を受けている被疑者の写真撮影を規定した刑訴法218条2項のような場合のほか、次のような場合には、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくとも、警察官による個人の容ぼう等の撮影が許容されるものと解すべきである。すなわち、現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもって行なわれたときである。このような場合に行なわれる警察官による写真撮影は、その対象の中に、犯人の容ぼう等のほか、犯人の身辺または被写体とされた物件の近くにいるためこれを除外できない状況にある第三者である個人の容ぼう等を含むことになつて、憲法13条、35条に違反しないものと解すべきである。」

したがって、A巡査の写真撮影は適法な職務執行行為であり、いわなければならない。

## 〈解説〉

1 本判決は憲法13条を根拠に最高裁が実質的に肖像権をはじめ認め、警察官による捜査目的の写真撮影に限界を引いたことに大きな意義がある。ところで、肖像権は人格権の中のプライバシーの権利の一つとして位置づけられるが、このプライバシーの権利を憲法13条の幸福追求権に求めることにつき学説の上では対立がみられる。1つには、13条を包括的人権を保障する規定と解する点では通説と認められるが、これは抽象的、理念的性格の意味で認められるものであって、法令の規定をはなれて13条のみを理由とする新しい人権の主張は少なくとも裁判の場では承認されないとするものである(プログラム説、伊藤正

己「憲法〔第3版〕」[1995]231頁。この説に立ちつつ伊藤教授は、本件「肖像権」最高裁判決について、あえて13条の抽象的幸福追求権を持ち出さずとも、適用条文として35条あるいは31条で足りるとする。2つには、通説とされるものであるが、人権が人間の尊厳に由来し固有の性格をもつことから、幸福追求権の内容として認められるために必要な要件を厳格にしなければ、立法措置がとられていない場合に一定の法的利益に憲法上の保護を与えてよいとするものである(実定的権利保護規定説、声部信喜「憲法学Ⅱ」[1994]341頁)。人権の固有性の原則から通説を妥当と考える。

そのうえで幸福追求権の性格について検討すると、これには人格核心説、一般的行为の自由説等の主張もみられるが(本書1-19事件参照)、13条「後段の『幸福追求権』は、前段の『個人の尊厳』原理と結びついて、人格的自律の存在として自己を主張し、そのような存在であり続ける上で必要不可欠な権利・自由を包括する包括的な主観的権利である」と考えられる(人格的利益説、佐藤幸治「憲法〔第3版〕」[1995]445頁)。かくして13条は個別の人権条項が妥当しない場合、補充的に適用されることになる。この補充的適用内容の一つに「人格価値そのものにまつる権利」があり、名誉権やプライバシー権が存在する。プライバシー権は「個人が道徳的自律の存在として、自ら善であるとして自己の目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択すべき権利(いわゆる自己情報コントロール権)と理解できると考える(佐藤・前掲454頁)。そこで、本件で問題となる肖像権はプライバシー権の一環として、13条を根拠に個人の人格の生存に不可欠の権利としての性格を有し、自己情報をコントロールする権利であるといえることができる。」

2 肖像権をこのように理解したうえで、捜査目的の警察官による写真撮影と肖像権に関する判例の流れをみてみよう。まず、国家権力に対する上でプライバシー権(ここでは肖像権)を認めるものではあるが、これを放棄していると認められるような場合はプライバシー侵害が生じないとするものがある。その例としてデモ参加者は集団としての意思を表現する限度において肖像権を放棄するものと解し、ただし肖像権を放棄していないと認められるような場合は、公共の福祉のため犯罪捜査の必要上写真撮影が許容される場合があるというのである(大阪高判昭和39・5・30高刑集17巻4号384頁)。これは、デモ参加者がその主張を公衆の観覧できる場所を選んで行うので公的存在の性格が生じ、集団としての意思を表現する限度では肖像権を放棄している趣旨と理解できよう。しかし、(1)公的存在は、一定の社会的地位を占める者に妥当し、デモ参加者はかかる地位を占める者ではないこと、(2)公的存在論は等価的表現行為による制約の場合に妥当するので、対公権力による規制には適用できないこと、(3)集団行進のような表現活動によって、私生活の保護の対象が相対的に公共性を帯びることと否定しないが、肖像権の対象がプライバシー権の核心部分の、自己情報コントロール権を含むと解するから、このような人格的利益の放棄を抑制するのは困難であると考える。そこで、この問題は、究極的には対立する公共の利益との厳格な衡量基準の下で判断されるべきであろう(種谷春洋「生命・自由および幸福追求権、声部信喜編『憲法Ⅱ人権(Ⅰ)』[1978]183頁)(なお、筆者は本百選(第4版)では、集団としての意思を表現する限度において肖像権の放棄につき賛意を表していたが、ここに考えを改めた)。そして肖像権の承認が犯罪捜査のための写真撮影に対する制約の意味をもつという判例の態度は、本件第2審判決や田町電車区入浴事件(東京地判昭和40・3・8判時405号12頁、同第2審東京高判昭和43・1・26高刑集21巻1号23頁)等においていっそう明確にされ

ていった。すなわち、犯罪捜査のため写真撮影が許される場合は、現行犯、準現行犯、証拠保全の必要性および緊急性があること等を要件としてし、公権力による写真撮影に限界を画してきた。これら判例の集積の上に本判決が憲法13条を根拠としてデモ参加者の肖像権を認め捜査目的とする写真撮影に一定の限界を引いたといえる。

3 肖像権をその一つとするプライバシー権は、自己に関する情報をコントロールする権利(情報プライバシー権)と解されるが、それが高度にセンシティブな個人的かつ私的な情報(固有情報)かセンシティブ性の低い情報(外延情報)かに区分し保護に差を設ける考え(佐藤・前掲454〜455頁)がある。しかし、この区分は必ずしも明確ではないので自己情報をすべてプライバシーの権利の対象と考へつつ、権利侵害の許される限界を判断する際、情報の性質・内容や公権力の情報収集目的・方法等を考慮して対処する必要がある。この意味からは、情報プライバシー権を制約する立法や国家行為の適憲審査基準を考えるべきであろう。

その対象となる情報の性質・内容は、①だれが考えてもプライバシーであると思われる情報、②一般的にプライバシーであると思われる情報、③プライバシーに該当するか否か判断しにくい情報に大別できよう。そして①のプライバシー情報が侵害されたときは「厳格」な基準による審査を、②等の情報侵害が争われたときは「厳格な合理性」の基準で適憲審査が行われるべきであろう(声部・前掲386頁)。厳格な基準を適用して審査したものに前科照会事件最高裁判決(昭和56・4・14民集35巻3号620頁一本書1-21事件)の伊藤裁判官補足意見があり、ここでは前科等は高度のプライバシー情報であって、その公開はやむにやまれぬ場合でも必要最小限の範囲に限るとした点が目目をひく。

さて、本判決は肖像権と捜査目的の写真撮影との調和点として、本人の同意がなくまた令状がなくとも警察官により個人の容ぼう等を撮影することとしたのである。すなわち、①現に犯罪が行われもしくは行われた後がないと認められ、②証拠保全の必要性および緊急性があり、③撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもって行われたときという3つの基準をあげ、最高裁としてこの問題に統一見解を打ち出した。この基準に関していえば、眼前の違法行為に対して緊急に証拠保全の必要性がある場合と考えられるので、個人情報の収集目的は正当なものと言うことができ、しかも、プライバシーに対してより制限的でない手段・方法(写真撮影によるしか、より制限的でない他の選りゆく手段を利用できないこと)がとられたということができる。そう考えるとき、捜査目的のため警察官による個人の容ぼう等の撮影が許される要件を判決は厳格に限定しており、その適憲審査にあたり「厳格な合理性」の基準に準ずる基準を採用したと考えられ、その点評価しうるものである。

本判決は、その後自動速度監視装置による容ぼうの写真撮影事件(最判昭和61・2・14刑集40巻1号48頁)の判断にも一つの指針を与えたといえる。

## 〈参考文献〉

- 本文中に掲げたものほか
- 久保田きぬ子・昭和44年度重判解(ジュリ456号)27頁
- 松井茂記「情報コントロール権としてのプライバシーの権利」法セ404号37頁
- 竹中照「プライバシーの権利」憲法の争点〔第3版〕72頁

かものゆきお  
鴨野幸雄

駿河台大学教授

被疑者の写真撮影と肖像権

## 21 前科照会回答とプライバシーの権利

最高裁昭和56年4月14日第三小法廷判決

(昭和52年(オ)第323号：損害賠償等請求事件)

(民集35巻3号620頁，判時1001号3頁，判タ442号55頁)

### (事実の概要)

(1) X(原告・控訴人・被被告人)は、訴外A自動車教習所で技能指導員をしていたが、解雇され、京都地方裁判所の地位保全仮処分命令により従業員たる地位が仮に定められ、これに関連する事件が京都地方裁判所や中央労働委員会に係属していた。A社からこれらの事件を受任していた弁護士は、弁護士法23条の2に基づき、所属京都弁護士会に対し、Xの「前科及び犯罪経歴について」照会の申出を行い、照会を必要とする事由を「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」としていた。同弁護士は、同照会申出書を添付して昭和46年5月19日、(Xの現住所の)京都市伏見区役所に照会し、同区役所はこれを(Xの本籍地の)中京区役所に回付した。中京区長は同年6月4日、京都弁護士会にXの前科につき、道路交通法違反11犯、業務上過失傷害1犯、暴行1犯がある旨の報告・回答をした。A社は、この報告・回答により(弁護士を通じて)Xの前科を知り、その後、A社幹部らは、中央労働委員会および京都地方裁判所の構内等で、関係事件等の審理終了後等に、事件関係者や傍聴のため集っていた者らの前で、Xの前科を摘示した。また、A社は、Xがこの前科を秘匿して入社したことをもって経歴詐称であるとして、同年7月21日予備的解雇した。

そこでXは、Y(京都市〔政令指定都市〕一被告・被控訴人・被告人)を相手取り、中京区長による前科回答はXのプライバシーを侵害するものであるとして、損害賠償と謝罪文の交付を請求する訴訟を提起した。

(2) 1審判決(京都地判昭和50・9・25判時819号69頁)は、「権威ある弁護士会」からの照会に対する本件前科回答行為は違法ではないとして、請求を棄却した。2審判決(大阪高判昭和51・12・21判時839号55頁)は、①犯罪人名簿は「一般的なもの身元証明や照会等に依り回答するため使用するべきものではない」、②弁護士の守秘義務(弁護23条本文)は「弁護士が依頼者の請求により委任事務処理の状況を報告する義務(民法645条)に優先するものとは解し難い」などと判示し、慰謝料20万円の限度で請求を認許した。

(3) Y上告。上告理由①弁護士法23条の2第2項は犯罪捜査に関する刑事訴訟法197条2項とほぼ同文であり、照会事項がプライバシーに関する場合には公務所等は(裁判所や検察庁の場合とは異なり)弁護士会に対しては報告・回答すべきでないとした原審の判断は、弁護士法の解釈を誤っている、②前科回答行為とA社幹部らが裁判所構内等でした前科の摘示・公表による損害との間には相当因果関係はない。

### (判旨)

上告棄却。

(i) 「前科及び犯罪経歴(以下「前科等」という。)は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもないところである。前科等の有無が訴訟等の重要な争点となつて、市区町村長に照会して回答を得るのでなければ他に立証方法がないような場合には、裁判所から前科等の照会を受けた市区町村長は、これに応じて前科等につき回答をすることができるのであり、同様な場合に弁護士法23条の2に基づく照会に応じて報告することも許されないわけのものではないが、その取扱いは格別の慎重さが要求されるものといわなければならない。」

「原審の適法に確定したところによれば、……〔本件〕照会申出書に「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」とあつたにすぎないというのであり、このような場合に、市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる」と解するのが相当である。原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、中京区長の本件報告を過失による公権力の違法な行使にあたるとして原審の判断は、結論において正当として是認することができる。」

(ii) 原審の適法に確定した事実関係のもとにおいては、中京区長が本件報告をしたこととA社幹部らが「Xの前科を摘示して公表したこととの間には相当因果関係があるとして原審の判断は、正当として是認することができる。」

多数意見(i)の部分については、次の補足意見、反対意見がある。

伊藤正己裁判官の補足意見：「他人に知られたくない個人の情報は、それがたとえ真実に合致するものであつても、その者のプライバシーとして法律上の保護を受け、これをみだりに公開することは許されず、違法に他人のプライバシーを侵害することは不法行為を構成するものといわなければならない。このことは、私人による公開であっても、国や地方公共団体による公開であっても変わらない。」

「本件で問題とされた前科等は、個人のプライバシーのうちでも最も他人に知られたくないもの一つであり、「公開が許されるためには、裁判のために公開される場合であっても、その公開が公正な裁判の実現のために必須のものであり、他に代わるべき立証手段がないときどのように、プライバシーに優越する利益が存在するのでなければならず、その場合でも必要最小限の範囲に限って公開しうることとまるとなるのである。このように考えると、人の前科等の情報を保管する機関には、その秘密の保持につきとくに厳格な注意義務が課せられて

いると解すべきである。」「同区長に対し過失の責めを問うことが酷に過ぎるとはいえない。」

塚昌一裁判官の反対意見：「弁護士法23条の2は、「弁護士会を一個の官公署の性格をもつものとする法意に出たものと解するのが相当であり、同区長に対し少なくとも過失の責めを問うことは酷に過ぎ相当でない。」

### (解説)

#### 1 プライバシーの権利に関する裁判例の類型化と本件事例

憲法上のプライバシーの権利に関する裁判例は、(1970年代以降)増加し、今日では多数説となっている。自己情報コントロール権説(佐藤・後掲参照)の立場からは、①自己情報の取扱者が公権力か私人かの差異、②同権利の主要な内実・側面をなす4つの諸権利——(a)自己情報を収集されない権利、(b)自己情報が収集目的をこえて利用(外部提供等、ないし、本人以外への開示〔狭義の開示と公開・公表等〕)されない権利、(c)他者がいかなる自己情報を保有し、どのように利用しているかについての、本人が確認・閲覧できる権利(本人開示請求権)、(d)自己情報の訂正(追加または削除を含む)請求権・消去請求権・利用停止(中止等)請求権——のうちいずれかが問題となる取扱い態様か、③自己情報の内容・性質の差異、を基準として類型化される(竹中・後掲参照)。

本件京都市中京区長前科照会回答事件は、①公権力による③前科情報の②狭義の開示の類型に属する(なお、多数意見、補足意見ともに、「狭義の開示」ではなく「公開」という用語を用いており、厳密さを欠くところがないではない)。同じく②狭義の開示の類型として、①私人による③大学講演会参加者名簿の警察への開示事件(最判平成15・9・12―本書1-22事件)がある。また、③前科情報の①私人による②公表の類型として、「逆転」事件(最判平成6・2・8―本書1-68事件)がある。

#### 2 プライバシーの権利の保護対象と前科情報

憲法上のプライバシーの権利の保護対象の範囲については、(i)すべての自己情報か、あるいは、一定の重要なもの——たとえば「プライバシー固有情報」(思想・信条、精神・身体に関する基本情報、重大な社会的差別の原因となる情報)ないし「センシティブ情報」(個人の生き方・生活・生存の基本的内容や個人の全体像を示す情報)——に限定されるか、(ii)前科(確定した有罪判決を受けたという事実・自己情報)は保護対象となるか、などをめぐり、学説上争いがないではない。(i)については、それ自体必ずしも重要とはいえないが自己情報でも取り扱われ方によっては個人の自律・精神的平穩に重大な影響を及ぼしうることが留意されるべきであろう(このような観点を示したものと読むことができる最近の最高裁判例として、本書1-22事件がある。なお、小山剛・法教273号121頁参照)。(ii)については(学説・裁判例の動向については、上村・後掲参照)、本判決の伊藤補足意見は、前科情報も「他人に知られたくない個人の情報」として「プライバシー」の権利の保護対象となると捉えている。が、本件多数意見は(「逆転」事件多数意見も)、「プライバシー」の用語を用いておらず、前科情報が同保護対象となるか否かについて明示していない。なお、最高裁判所は、今日では、多数意見においても「プライバシー」の用語を用いてきている(最判平成7・9・5判時1546号115頁〔関西電力事件〕、本書1-4・22・69・73事件など参照)が、「国民の私生活上の自由」(最大判昭和44・12・24〔京都府学進事件〕―本書1-20

事件)と「プライバシー」、「プライバシーの権利」の異同などについて、精緻化の課題を残している。

#### 3 プライバシーの権利の制約の正当化原理・正当化事由・違憲審査基準

前科情報はプライバシー固有情報・センシティブな個人情報の一つであり、公権力による狭義の開示・公開・公表が合憲となるためには、内在的制約原理・他者加害阻止原理に基づく正当化事由を帯びしていることが要求される。また、厳格な審査基準が受当すると解されるよう。本件多数意見は補足意見が示した基準——「前科等の有無が訴訟等の重要な争点となつて、市区町村長に照会して回答を得るのでなければ他に立証方法がないような場合に」「必要最小限の範囲に限って」前科回答しうるとの基準——は、基本的にはこのような厳格な正当化事由について判断したものと捉えることができよう。なお、弁護士会は弁護士法31条等に示された公共性を有する機関ではあるが、前科照会に関して、裁判所・検察庁と弁護士会とを同列に置くことは困難である。

#### 4 犯罪人名簿の作成・保管・利用と法律上の根拠・事前手続

犯罪人名簿の作成保管は、もともと大正6年4月12日の内務省訓令1号により市区町村長が行うべきものとされたものであるが、現在、同事務については、地方自治法上も明記されておらず、明示的な法的根拠が存在しない状況にある(大霧・富永・後掲160頁以下参照)。こうした状況自体、自己情報コントロール権の侵害の疑いがないではない。犯罪人名簿に基づく(本人以外への)開示・回答行為・外部提供については事前手続(告知および意見提出の機会)が保障されなければならない(憲13条。なおたとえば、京都市個人情報保護条例〔平成5年条例1号〕22条参照)、これにより、被開示者は、差止訴訟や条例に基づく利用停止請求権などの救済手段を援用することが可能となる。

#### (参考文献)

佐藤幸治「プライバシーの権利と個人情報の保護」宮田豊生古稀記念「国法学の諸問題」[1996]29頁以下、上村都「前科とプライバシー」栗城壽夫先生古稀記念「日独憲法学の創造力」[2003]455頁以下、羽瀧雅裕「『プライバシーの権利』に関する一考察」(12・完)法学雑誌〔大阪市立大学〕50巻2号332頁以下、50巻3号709頁以下、大霧憲司=富永康雄「前科登録と犯罪事務」[3訂版]、[2004]、竹中典「憲法上のプライバシーの権利と最高裁判所」阿部照哉先生寿考記念「現代社会における国家と法」[2007]。

評釈として、石村修「憲法判例百選I」(第4巻)44頁、飯塚和之・メディア判例百選96頁、河田勝夫・ひろは34巻7号30頁、平松毅・昭和56年度重判解(ジュリ768号)17頁、平田治・曹時37巻9号2398頁、同・ジュリ744号33頁、多賀谷一照・地方自治判例百選(第2巻)28頁、更田義彦・ジュリ779号116頁、井上正三=井上治典・民事訴訟法判例百選II(新法対応補正版)306頁、田之上虎雄・昭和56年度民事主要判例解説(判タ472号)222頁、興松枝・法学研究(慶應義塾大学)55巻6号794頁、吉川日出男・札幌商科大学論集(商経編)32号263頁、はやししろう・時の法令1113号47頁、小西秀章・研修398号53頁、福原忠男・判解222号(判時853号)31頁。

たけなか いさお  
竹中 勲  
同志社大学教授

## 22 講演会参加者リストの提出とプライバシー侵害

最高裁判平成15年9月12日第二小法廷判決

(平成14年(受)第1656号：損害賠償等請求事件)

(民集57巻8号973頁，判時1837号3頁，判タ1134号98頁)

### 〈事実の概要〉

早稲田大学(本件被告は同大学を設置運営する学校法人であるが、以下被告側を「Y大学」とする)が江沢民中華人民共和国国家主席(当時)の来日に際して同氏講演会を主催したが(平成10年11月28日)、学生の参加にあたっては、学内に備え置かれた名簿(以下「本件名簿」という)に希望者が学籍番号、氏名、住所および電話番号(以下、これら4情報を「本件情報」という)を事前の一定期間内に記入したうえで参加証の交付を受けることが必要とされた。同大学は警視庁、外務省、中国大使館等から万全の警備体制の要請を受け、とくに警視庁からは警備のため本件名簿等の提出を求められ、大学として警備を警察に委ねることとして本件名簿ならびに教職員、留学生、プレスグループの参加名簿の写しの提出に応じた。なお本件名簿提出につき、大学として学生の同意を得ることはしていなかった。Xら(原告・控訴人・上诉人)は、参加証を得て本件講演に参加中、「中国の核軍拡反対」と叫ぶなどしたため私服警察官により建造物侵入、威力業務妨害の嫌疑で現行犯逮捕され、その後Y大学からけん責処分を受けた。これに対してXらがY大学側を相手取り、けん責処分は無効確認等とあわせ、本件名簿の写しの警察への無断提出がプライバシー侵害に当たるとして損害賠償を請求したのが本件である。1、2審ともX側敗訴(東京地判平成13・10・17民集57巻8号994頁参照、東京高判平成14・7・17同民集1045頁参照)。プライバシー侵害による損害賠償請求につき上告受理申立て。

### 〈判旨〉

原判決中、プライバシー侵害を理由とする損害賠償請求に関する部分を破棄差戻し。

(i)「本件個人情報、……Y大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えられることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件情報は、Xらのプライバシーに係る情報としての法的保護の対象となる。」

(ii)「このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある。本件講演会の主催者として参加者を募る際にXらの本件個人情報を収集したY大学は、Xらの意思に基づかずみだりにこれを他者に開示することは許されないというべきであるところ、同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上

で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めることは容易であったものと考えられ、それが困難であった特別の事情がうかがわれない本件においては、……Xらが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、Xらのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する。」

なお、亀山、梶谷両裁判官の反対意見は、「本件個人情報、プライバシーに係る情報であっても、専ら個人の内面にかかわるものなど他者に対して完全に秘匿されるべき性質のものではなく、Xらが社会生活を送る必要上自ら明らかにした情報や単純な個人識別情報であって、その性質上、他者に知られたいとしないと感じる程度が低い」などとした。

### 〈解説〉

#### 1 名簿提出と個人情報保護

本件は、個人情報保護法(本件事件後の平成15年5月公布施行、ただし個人情報取扱事業者の義務等を定める第4章等は平成17年4月施行)の成立前の事案であるが、同法を前提とする、Y大学は学生らから本件個人情報収集するに際して「その利用の目的……をできる限り特定しなければならない」(同15条1項)とされ、「あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」(同16条1項)のである。本件を同法に照らしみると、Y大学の一連の所為は前記諸規定に抵触するものと思われる(同意を求めることで警備が困難になるわけではないで同法16条3項4号の定める例外にも該当せず、また大学等が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合を適用対象から除外する第4条1項3号も本件における個人情報の取扱いには当てはまらないであろう)。このように、本件判決を個人情報保護法の規定を精神をベースに考えると、警察への名簿提出を「プライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切る」とした本判決は自然ともいえる。もっとも、憲法13条に読み込みうるプライバシー権の内実と外延については不明確であり、それゆえ憲法から導かれる本人開示請求権等はなお抽象的権利にとどまり、個人情報保護法の整備を待ってはじめて具体的な権利が発生するものと一般に解されている(抽象的権利説)。しかし同説にあっても、法律等に範囲や効果が一任されているのは請求権としてのプライバシー権についてであり、その自由権的・妨害排除権的側面については、民事法上の人格権としてであるが、プライバシー権が何らの実定法化を待たずともなく二重範囲で法的保護の対象とされてきたことはいまでもない(前科照会事件最判一本書I-21事件、ノンフィクション「逆転」事件最判一本書I-68事件、「宴のあと」事件東京地判一本書I-67事件)。本件のような情報の第三者提供の事案にあつては、個人情報

保護法で導入された積極的作為請求権である本人開示請求権等とは異なり、そもそも自由権的側面におけるプライバシー権が問題となる。このような場合に、本判決が過去の事案に対して直近の時期に公布された個人情報保護法の理念をあるいは参照しつつ、人格権の利益(本判決は「人格的な権利利益」とい)、また直接に被侵害性を認めたのは期待利益であったが)の意味充満を行ったとしてもYにとり「不意打ち」になるわけではない。

なお、前科照会事件最判では「人の名誉、信用に直接にかかわる事項」であることが「みだりに公開されない」こととされており(ノンフィクション「逆転」事件最判)と同様の表現がある、個人情報一般を当然に保護の対象とは捉えていないが、弁護士法上の手続を踏んだ前科照会であったにもかかわらず前科等の人の人格的自律にかかわる重要な情報は秘匿されるべきであるとしたのであるから(「逆転」事件でも表現の自由が対抗利益として存在した)、大学から警察への特段の法的根拠のない任意提供がなされた本件のような場合には(なお、事前に警察への提供を告知することは警備にとりマイナスにはならないから、安全確保は「同意なき」提供を正当化する対抗利益にあたらぬ)、プライバシー侵害とされる範囲が一定の重要な情報(後述の「固有情報」)に限定される必然性は、過去の判例の線からも存在しなかったともいえるであろう。伊藤正己裁判官の前科照会事件判決における補足意見も、「他人に知られたくない個人の情報は、それがたとえ真実に合致するものであっても、その者のプライバシーとして法律上の保護を受け、これをみだりに公開することは許されぬ」としていただころである。

#### 2 氏名等のプライバシー性

多数意見はもとより、2裁判官による反対意見も、本件情報が一般的に他者にみだりに開示されたくないと感じる個人情報であるという意味において「プライバシーに係る情報」であることは認めている。ではなぜ結論が分かれたか。問題は情報の「質」の捉え方にある。氏名、学籍番号、住所、電話番号からなる本件4情報は、本判決も「個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない」としたように、それを第三者が察知することによって個人の内面が他人の知られるところとなり人格的自律が困難になるといった、いわゆる「固有情報」(思想、世界観、(精神)病歴、犯罪歴等)ではない(なお本件に関連して氏名・住所・生年月日・性別の単純な個人情報(本人確認情報)のプライバシー性をめぐって住基ネットの運用の差止め等が各地で争われているが、原告側の勝訴判決である金沢地判平成17・5・30判時1934号3頁(①事件)、ならびに大阪高判平成18・11・30判例集未登録は本判決を引用のうえ差止めを命じている。これに対し名古屋高金沢支判平成18・12・11判例集未登録は本人確認情報もプライバシー権の保護の対象となるとして、公権力が本人同意なく当該個人情報収集・管理・利用しても、正当な理由があり、相当な方法による場合には許されるという)。また、本件名簿は4情報以外に、本件講演の参加者であるという重要な個人情報を含まれているが、主に(広義の)教育目的で学生に参加を呼びかけたという講演の性質上、参加者の内心が判明するまでとはいえないであろう(現にXらのような中国政府批判派も参加していた)。しかしながら、このようなそれ自体としては秘匿性の低い個人情報であっても、本人が提供した相手から自由に第三者へと情報が流通し、大量に集積され分析の対象とされる場合には、「固有情報」を中心とする個人の内面に迫りうる

可能性も生じる(警察による本件名簿と手持ちの犯歴情報等との照合は、それにより犯歴という個人の内面にかかわる情報が判明するわけではないが、逆に警察からは把握されにくい個人の現在の社会的立場や活動等が把握され、社会的に同定された「特定」個人の内面を公権力が知りうることになる)。のみならず、住所や電話番号といった個人情報、学生のように内容が変わりやすい場合には個人の同意にたがりにくい反面、氏名とセットで利用される場合には本人の現時点でのライフスタイル(下宿生かといった)を推知しやすという特質を持つ。

もっとも、本判決が「取扱い方によっては」個人の人格権の利益を損なうとしたのは、警察等の第三者による他の情報との連結による分析の可能性を指すのか定かでない。むしろ本判決は、直接に本件4情報だけについても、不用意な漏洩で生じうる日常生活上の不安・不快等をみだりに抱かずにすむことへの期待利益を認めたものとも思われる(逆に、反対意見が内面とのかかわりのない本件4情報については秘匿されるべき理由がないとしたのは、多数意見が法的保護に値すると考えた日常生活上の不安・不快等が保護に値しないと考えたためである)。こうしてみると、多数意見はプライバシー権の名の下にその保護の範囲を拡張できなかった物理的な「私生活の平穩」(一般の保護)、他方で内面の人格的自律の保護との関連性の度合いを基準とせず、プライバシー権の実体を、単なる「第三者提供の本人同意」という手続問題にいわばおとしたと見る余地もある。別の東京高判平成14・1・16(判時1772号17頁)は、「住所・電話番号については今日のストーカー行為の多発や、個人情報の売買により自己が欲しない他者から電話・郵便等により私生活の平穩が害されるおそれが増大していることから、氏名・住所・電話番号といった単純な個人情報についても、みだりに開示されない利益がプライバシー権として認められると述べ、1人1万円の慰謝料を認容した(本件判決と同日に最高裁で確定)。本判決も同様に、自己情報コントロール権説と表面的には同様に個人情報一般の同意なき第三者提供を違法視しつつ、同説の根底にある個人の内面性へのこだわりは示さず、むしろ「宴のあと」判決以来の「私生活の平穩の保護」という用語を物理的な意味に翻案したうえでそれをプライバシー権の実体と捉えたのであるかもしれない。そうであれば、これは「自己情報コントロール権説」と「私生活の平穩の保護」説のいわば上澄みを混ぜ合わせた、プライバシー侵害についての軽量な新基準ということになろう。なお、本件は差戻審で1人5000円の慰謝料が認容されている(東京高判平成16・3・23判時1855号104頁。確定)。

#### (参考文献)

- 井上典之・法ゼ606号76頁以下
- 内野正幸・法教281号146頁以下
- 小山剛・法教273号121頁
- 杉原剛彦・ジュリ1258号167頁以下
- 同・曹時56巻11号2773頁以下
- 高井裕之・平成15年度重判解(ジュリ1269号)10頁以下
- 浜田純一・メディア判例百選94頁以下
- 二関辰郎・法時78巻8号94頁

ひなすえとしゆき  
棟居快行  
大阪大学教授

講演会参加者リストの提出とプライバシー侵害